

【後期 第八問】

被告人 X は、甲旅館の支配人である。

甲旅館は、宿泊施設の品質を保証するためにランク付けをしている M ガイドという会社から星 1 つを受けていた。品質保証書は取締役会の決議によってランクを決定し、それに基づいて星 1・星 2、星 3 つとランク付けをして有印で発行すると定款で定めてあった。

X は、旅館のさらなる収益を図ろうと M ガイドから発行された品質保証書に星を描き足し、星 3 つとした。そして X はその証書の写真コピーを取り、額縁に入れ飾っていた。ある日 X は宿泊客から品質保証書を見せてほしいと言われ、「原本は貸金庫に入っているため見せることはできないが、コピーならばある」と言って虚偽の写真コピー証書を額縁から出して見せた。宿泊客は、M ガイドの品質保証書のコピーが提示されることも従来からあり、コピーにも社会的信用があった事から、その嘘のコピーを信用し宿泊した。

また X は、甲旅館の送迎車を運転していた。X は酒気帯運転等により運転免許停止処分を受けていたところ、これを聞いた X の実弟 Y が「免許がなかったら困るだろう。俺が免許証をもっているから、俺の名前を使ったら」と勧め、交通安全協会発行のカードを X に交付した。その後、X は無免許運転をしていて取締りを受けた際、「免許証は家に忘れてきた」といって Y の氏名等を称し、取締役警察官が作成する道路交通法違反の交通事件原票中の、道路交通法違反現認報告書記載の通り違反したことに相違ない旨の記載のある「供述書」欄末尾に Y と署名した。その後 Y に上記経過を報告したが、Y は抗議しなかった。

X の罪責を論ぜよ。

参考判例：最高裁昭和 51 年 4 月 30 日第二小法廷判決
最高裁昭和 56 年 4 月 8 日第二小法廷決定